

令和6年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」という。）は、県民の暴力団排除気運、意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等（以下「暴排活動等」という。）を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、令和6年度は、

- 暴力団追放のための広報啓発活動
- 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の7項目を柱として事業活動を推進した。

結果は、次のとおりである。

1 暴力団追放のための広報啓発活動

(1) 暴力団排除気運の醸成活動

ア 県民会議設立35周年事業の推進

(ア) 暴力団追放千葉県民大会の開催

令和6年10月29日、千葉県教育会館新館大ホールにおいて、「暴力団追放千葉県民大会（千葉県暴力団追放県民会議設立35周年・千葉県警察創立150年記念）」を開催した。（参加総数約500人）

(イ) 広報誌「ぼうつい」への掲載による周知

令和6年7月発行の「ぼうつい89号」において、暴力団追放千葉県民大会開催案内の掲載、令和7年1月発行の「ぼうつい90号」において、暴力団追放千葉県民大会開催結果の掲載を行った。

イ 広報啓発資料の作成、配布

(ア) 暴排ポスター等の作成、配布

- | | |
|----------------------|---------|
| ・暴排ポスター | 13,500枚 |
| ・県民会議手帳 | 3,500冊 |
| ・県民会議だより「ぼうつい」第89号 | 20,000部 |
| 「ぼうつい」第90号 | 19,500部 |
| ・小冊子等 | |
| 「不当要求防止責任者教本」 | 2,000部 |
| 「一人ひとりの心に拡げる暴力団追放運動」 | 4,500部 |

「暴力団情勢と対策」

4, 100部

・令和6年度賛助会員用チラシ

500部

(イ) SDGsへの取組

令和5年8月31日付で、「ちばSDGsパートナー登録証」を受領しており、暴力団追放千葉県民大会に当たっては、参加者へ脱プラスチックとして広報用の紙ファイル及びコットン製トートバックなどを配布し、SDGsに配慮した取り組みを行った。

(ウ) 新規広報資料の作成・配布

電話de詐欺被害を阻止するため、一昨年、県警職員が作画した広報用ポスターを県民会議のホームページに引き続き掲載するとともに、協賛団体である一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会のホームページに転載を依頼した。また、同被害が県内において依然高止まりし、高額な被害に遭うなど、深刻な状況が続いている現状を踏まえ、一般社団法人千葉県商工会議所連合会を通じ県内21の商工会議所に県民会議理事長名による防犯協力の依頼を実施の上、同広報用ポスターのホームページへの掲載活用を図った。さらに、闇バイトを通じて少年が狙われている点に着目し、広報用チラシを新たに作成した。

ウ 広報活動の展開

県警、県、市町村等の広報紙に暴排広報文の掲載を依頼した他、4月18日バルドラル浦安アリーナで開催された大相撲浦安場所、同月25日木更津市民体育館で開催された同木更津場所及び10月3日柏市中央体育館で開催された同柏場所においてそれぞれ広報グッズを配布した。また、10月17日JR千葉駅前で一般社団法人生命保険協会千葉県協会主催による電話de詐欺被害防止キャンペーンにおいて広報活動を実施した。

(2) 県民会議賛助会員の加入促進

退会や会費減額の要望が一部に見られたが、賛助会員の継続加入に努めるとともに、相談活動、ホームページ等広報活動、研修・講習会等あらゆる機会を通じて積極的な入会募集に努めた結果、新たに10企業、3個人が入会した。

(3) 暴力団追放標語等の募集

全国暴力追放運動推進センター・千葉県防犯協会と共同して小学生・中学生・高校生及び一般から暴力団追放標語・啓発用ポスターを募集し、暴排気運の一層の高揚を図った。

2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援

(1) 暴力団排除活動組織への支援活動

ア 暴排組織等への支援

地域住民、企業、関係行政機関等と連携して住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする暴力団排除対策協議会として、10月21日、富里市暴力団排除対策協議会が新たに設立された。

イ 部会、講演会の開催

毎年開催される様々な部会、分科会、賛助会員企業・団体等における研修会を通じ、それぞれの団体・協議会と連携協力して、協議会においては、専務理事が顧問としての挨拶、広報資料の提供などの支援を行った。

ウ 県、市町村、地域、企業、団体等への支援

県、市町村及び企業等の研修会などに講師を派遣し、啓発資料の提供や講演を行うなど、活動支援を実施した。

エ 暴排宣言式への支援

県知事部局主導の下に千葉県商店会連合会が各地区商店会連合会に推奨している暴力団排除宣言式については、開催はなかった。

オ 資料、啓発グッズの配付

各種暴排協議会総会、各部会、分科会、講習・研修会、官民主催のイベントなどの開催を通じ、資料提供、大相撲巡業イベント会場における広報など、積極的に実施した。

(2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習については、令和7年3月末までに予定した開催数の39回を実施した。

講習受講者数については、1,889人が受講し、前年度より76人減少した。

講習別の内訳は、定期講習650人、選任時講習1,217人及び聴講者22人であった。

なお、リモート形式による講習のウェブ開催については、令和6年度中に3回(87人)実施した。

(3) 不当要求情報管理機関援助

各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を行い、県民会議事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、作成したパンフレット、チラシ等の広報資料を配布するなど、暴排活動の更なる意識付けを図った。

3 暴力団に関する相談活動

(1) 暴力団による不当な行為に関する相談活動

令和6年中の相談受理事件数は、845件（前年比－14件）であった。相談内容に応じて、警察への通報などの確に対応した。

相談受理・処理状況、主な事例については、別紙1のとおりである。

ア 県民会議、各自治体、関係団体の広報誌（紙）を活用した周知活動を実施した。

イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）として、常勤の専務理事及び県民会議事務局員4名並びに非常勤の相談委員5名（弁護士2名、少年指導委員2名、保護司1名）の計10名により適切に推進した。

ウ 民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の運用状況

（平成10年10月21日締結 略称「民暴110番協定」）

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者から相談等を受けた場合は、相談者等が求める措置を迅速に実現し、被害の防止及び回復を図るため、千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議の三者が具体的事案ごとに処理連携チームを編成し、事案対応に努めている。

令和6年中には新たな受理事案はなく、協定締結後の累計事案受理事件数は64件で、全件が処理済である。

エ オンライン・ウェブによる相談対応の検討

県民会議事務局における通信環境及び相談の実態等を考慮し、オンライン・ウェブによる相談は、当分の間、見合わせることにした。

オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底

情報管理規程、個人情報保護規程及び暴力団情報提供要領に基づいて適切な相談業務を実施した。

また、他県の暴力追放運動推進センターにおいて発生した個人情報の漏えいのおそれのある事案を踏まえ、令和7年1月、県警サイバー犯罪対策課担当調査官から具体的な情報セキュリティ教育が実施され、同年2月、県警組織犯罪対策課長名で「情報セキュリティ対策の徹底について」文書が発出された。当県民会議においてはサイバー犯罪対策課による教育での具体的な注意事項を厳守するとともに、万が一、感染した場合の具体的対応「3つの即応」を作成し、職場内で引続き情報セキュリティ対策の徹底を再確認の上、日々励行している。

(2) 暴力追放相談委員の委嘱

暴力団対策法に規定する相談委員（非常勤）5名（弁護士2名、少年指導委員2名、保護司1名）に対しては、令和5年度に任期2年間（令和7年3月31日までの間）で委嘱済である。

4 少年に対する暴力団の影響排除活動

(1) 少年に対する暴力団の影響排除強化

暴力団の人的供給源を遮断、影響排除の活動については、各種協議会、部会、分科会、県、市町村における研修、事業所の不当要求防止責任者に対する講習会等、あらゆる機会を利用して少年に係わる暴力団の実態、影響排除気運の高揚を図った。

また、匿名・流動型犯罪グループ（匿流）に代表されるSNSを通じた高額収入を謳い文句としたいわゆる闇バイトから少年を守るため、啓発ポスター及びチラシを作成し、千葉県環境生活部くらし安全推進課を通じて県内60の高校に配布・掲示を依頼した他、令和6年度地域カンファレンスにおいて配布した。

(2) 少年指導委員による活動の支援

令和6年度は、県内12会場において、県下の少年指導委員313名を対象に、県警組織犯罪対策課、少年課から講師を招いて少年指導委員研修を実施した。

5 暴力団員の社会復帰対策活動

(1) 暴力団離脱希望者の援助活動

県民会議の広報紙等で暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい環境の構築に努めるとともに、対応については、関係機関と連携するなど実効を期した。

別紙1の主な相談事例2などの取扱いがあった。

(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹介機関、雇用事業所関係、矯正関係機関、県民会議等で構成）総会については、7月24日に開催した。同協議会において、暴力団社会復帰対策協議会会則の改正（令和7年4月1日からの法人名改称）、受入事業者である有限会社アースワーク代表取締役村瀬裕子氏による講演「元組員を雇用して」、千葉保護観察所及び千葉刑務所の関係機関からの取組報告を受け、今後の連携強化を図った。

(3) 離脱者受入事業所の開拓・確保

警察と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業所募集に取り組み、各警察署での募集看板の設置を継続するとともに、各ハローワークを所管する千葉労働局への働きかけを実施した。

離脱者受入事業者数については、暴力団社会復帰対策協議会会則の改正を行ったことから再申請手続きを行い、令和6年度中は受入事業者7社を

登録し、令和7年3月末現在33社となっている。

なお、令和6年度中は離脱者雇用給付金の支給はなかった。

6 暴力団員による不当な行為の被害者の保護・救済活動

(1) 被害者の保護活動

暴力団員の係わる民事介入暴力事案、暴力団員による不当要求事案等、再被害、報復等のおそれがある相談については、被害防止の助言に加え、相談者の意思を確認した上、警察への通報を確実に行うなど、関係者の保護措置に努めた。

(2) 被害者の救済活動

令和6年度の見舞金支給については、報告事項2のとおり暴力団員による傷害事件等4件、4名の被害者に対して合計5万円を支給した。

(3) 民暴110番協定の活用

暴力団等の違法、不当な行為により被害を受けた被害者等に対し、県民会議、警察、弁護士が連携して被害の予防と救済を効率的に実施するため、緊密に連携を図り事案対応に努めており、令和6年11月6日に会議を開催した。

7 暴力団排除対策のための調査研究活動

(1) 暴力団等に関する情報収集

新聞等の公刊資料から暴力団等関係資料14件、25人をコンピュータ入力して資料化の上、暴力相談業務等に活用している。

(2) 暴力団等活動の実態調査

暴排組織支援活動、相談活動、講習、研修会等あらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めた。

(3) 暴力団に関する情報提供

暴排等目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上及び被害防止や被害回復等の公益の程度を検討して、適切に情報提供を行った。